

福島市上下水道局最低制限価格事務取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、福島市上下水道局が競争入札により工事請負契約又は業務委託契約を締結する場合において、適正な履行を確保するため、最低制限価格の実施について必要な事項を定めるものとする。

（工事の最低制限価格）

第2条 設計額の消費税及び地方消費税（以下「税」という。）込み額が200万円を超える工事の競争入札に付す案件とする。ただし、次の場合を除き原則として最低制限価格制度を適用する。

- (1) 随意契約をおこなうとき。
- (2) 工事の積算の主要部分が業者見積等に依存している場合で最低制限価格の適用が不適切と認められるとき。
- (3) 談合又は価格カルテル事件等の発生により市場価格が極めて不透明な状況にあるとき。
- (4) 競争入札に付す案件で、低入札価格調査制度を適用させるとき。
- (5) 最低制限価格の適用が不適切と認められるとき。

（工事の最低制限価格の設定方法）

第3条 最低制限価格の設定権者は、福島市上下水道局会計規程（令和8年水管規程第11号）第175条に基づき契約権者とし、設定事務は上下水道総務課が行う。

最低制限価格の算定は、契約案件ごとに、10分の7.5から10分の9.2の範囲内で契約権者が定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

契約権者は最低制限価格の設定にあたり、簡単に推定されないよう配慮しなければならない。

（業務委託の最低制限価格）

第4条 設計額の税込み額が100万円を超える業務委託の競争入札に付すもののうち、次の事項のいずれかに該当する場合に限り、最低制限価格制度を適用する。ただし、競争入札に付す案件で、低入札価格調査制度を適用させるものを除く。

- (1) 基本設計業務から実施設計業務及び設計監理等、一連の業務委託が前提となる継続的な業務の発注時に、その業務受注が将来の業務委託受注競争で優位になるとして原価を割った入札が予想されるとき。
- (2) 成果品の高度な品質が必要な業務委託等で、最低制限価格の適用が特に必要と認められるとき。
- (3) 特に契約内容の適正な履行の確保が必要と認められるとき。

（最低制限価格の周知）

第5条 最低制限価格を設定したときは、入札に参加しようとする者に対し、当該契約に関し、最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(最低制限価格の漏洩防止)

第6条 契約事務及び入札事務担当者は、最低制限価格の漏洩事故が発生しないよう厳重に管理しなければならない。

(業務委託の最低制限価格の設定方法)

第7条 業務委託の最低制限価格の設定方法は第3条に準じるものとする。

ただし、最低制限価格の算定は、契約案件ごとに10分の6から10分の8.5の範囲内で契約権者が定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

(落札者の決定)

第8条 最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(入札及び契約の過程に係る苦情申立て)

第9条 適正な履行の確保が困難と認めた理由及びその苦情申立てに係る具体的な手続き及び本要綱に定めのない事項については、福島市上下水道局入札及び契約の過程に係る苦情申立てに関する要領及び福島市上下水道局入札監視等委員会運営要領の規定によるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 最低制限価格事務取扱要領は廃止する。

附 則

この要領は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年6月29日から施行する。